

高齢化の現状を踏まえた今後の箕面育成園のあり方研究会 運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「高齢化の現状を踏まえた今後の箕面育成園のあり方研究会」の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 箕面育成園が、終生生活できる施設として育成会の多くの家族の期待を込めて建設された経緯を尊重し、関係者や家族の意見の集約としての今後の方向性を研究することを目的とする。

(構成)

第3条 研究委員は、支援センターい〜な職員、大阪手をつなぐ育成会、外部研究者、家族の代表等で構成する。(別紙委員名簿参照)

(期間)

第4条 平成27年11月8日の20周年記念式典において研究報告、平成28年3月末にまとめを大阪手をつなぐ育成会事務局に提出する。したがって、研究会の期間は平成28年3月末までとする。

(会の運営)

第5条 会の運営において座長を置く。座長は互選とする。また、会の運営を円滑に行うために事務局を設置し、資料整理を行う。研究委員はそれぞれの立場から自由に意見交換をすることができる。事務局員は研究会を傍聴することができる。

(記録の公開)

第6条 事務局から記録担当を決め、研究会での協議内容についてまとめる。研究委員の了解を得たうえで、協議内容を育成会のHPを活用して公開する。

(謝礼等)

第7条 出席した研究委員には交通費を含めた若干の謝礼をする。(別途定める)

(その他)

第8条 他府県の先進的取り組みや関連研究報告などに研究委員を派遣することができる。

この要綱は、平成26年9月22日から施行する。